平成２７年（フ）第９５８号
札幌市南区澄川６条３丁目２番３―202号
債務者　佐藤　　洋
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９６３号
札幌市西区発寒６条14丁目１番11―103号
債務者　渡邊　泉姫（旧姓江刺・吉田）
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９６４号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目15番８号　グリーンパークＢ201号
債務者　石崎　明美
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９６９号
北海道千歳市若草４丁目13番地の６　市営住宅向陽台団地13号棟71号
債務者　桑折　佐恵
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９７８号
札幌市豊平区平岸２条８丁目３番18号　カノウハイツ103号
債務者　紺世　京子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９９８号
札幌市北区北32条西９丁目５番14号　ビッグバーンズマンションＮ32―101号
債務者　小野　久子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１００１号
北海道恵庭市島松東町３丁目６番15号
債務者　佐藤由里子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１００９号
札幌市東区北47条東19丁目２番15―102号
債務者　加藤　竜臣
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０１１号
札幌市豊平区中の島１条１丁目５番23―1104号
債務者　秋葉　陽子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０２３号
北海道江別市野幌寿町43番地の１
債務者　上野由美子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０２７号
札幌市西区琴似４条２丁目３番28号　パル琴似202号
債務者　谷坂みどり
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０３３号
札幌市南区澄川２条４丁目２番10―402号
債務者　金塚　信也
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０３５号
札幌市西区発寒13条３丁目７番26―302号
債務者　増田　文枝
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０３９号
札幌市豊平区月寒東３条10丁目３番６号　310ハイツＤ―101号
債務者　佐沢　有斗
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０４４号
札幌市白石区本通２丁目北５番18―206号
債務者　今野　有一
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０５７号
札幌市白石区川下577番地８
債務者　西山　希代
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０７４号
札幌市白石区本郷通５丁目北３番10号　サンレーブ南郷102号
債務者　澤崎　　俊
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２５号
埼玉県新座市栗原２丁目４番15―301号
債務者　前田　克馬
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係